

11月は児童虐待防止推進月間



児童虐待は 早期発見が大切

児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）が、その監護する児童（18歳に満たない者）に対して行う行為であり、以下の4種類に分類されます。

身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、または、生じるおそれのある暴行を加えること。

例：殴る、蹴る、首を絞める、激しく揺さぶる、熱湯をかける、異物を飲ませる など

性的虐待

児童にわいせつな行為をすること、または、わいせつな行為をさせること。

例：性的行為の強要・教唆、性器や性行を見せる、児童ポルノの被写体にする など

ネグレクト

保護者としての監護を著しく怠ること。

例：適切な食事を与えない、病気でも医者に診せない、下着等を長時間ひどく不潔なままにする、保護者以外の同居人による虐待を放置する、学校に登校させない など

心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

例：児童を無視したり否定的な態度を示す、他の兄弟姉妹と比較し著しく差別的に扱う、児童の面前で配偶者に暴力をふるう など

こんなサインはありませんか？

児童のサイン

不自然な傷や打撲の痕がある、衣類や身体がいつも汚れている、表情が乏しい・活気がない、夜遅くまで1人で家の外にいる

保護者のサイン

児童を放置して度々外出している、児童の怪我について不自然な説明をする、子育てに関して否定的・無関心、強い不安や悩みを抱えている

少しでもおかしいな、児童虐待かもと思ったら

児童相談所虐待対応ダイヤル（189）
いちはやく

緊急の場合は110番通報をお願いします。

